



女のしんぶんかながわ

(は私・女の目・友愛を意味します)

2023年
5月

NO. 104

女性会議神奈川県本部
横浜市中区松影町2-7-21

TEL・FAX 045-662-8148

ケアを中心にした 社会の実現のために

講師 伊藤みどり

2月26日、労働部会でホームヘルパー国賠訴訟の原告、伊藤みどりさんをお呼びして学習会を行いました。ホームヘルパー国賠訴訟とは2019年11月伊藤さんはじめ3名の訪問介護を担うヘルパーが起こした裁判です。賃金は実際にサービスを提供した時間しか払われない、移動時間や待機時間は無給、利用者がキャンセルしても休業手当もありません。こうした労働基準法違反の状態を国は放置しています。そのことにより経済的損害をうけ、さらに介護労働者としての尊厳を傷つけられる働き方を余儀なくされる精神的損害をうけたと訴えています。

なぜ国を訴えたのか？

介護保険制度に問題あり

雇用者である事業所に労働条件の交渉するのではなく国を訴えたのは介護保険制度がホームヘルパーの権利侵害の原因と

なっていると考えているからです。介護保険制度、とくに介護報酬の仕組みに問題があります。国が定める介護サービスの公定価格である介護報酬が政策的に引き下げられてきました。この介護報酬は人件費を独立の項目として算入するという仕組みになっていません。上限となる介護報酬の低さが低賃金になる原因になります。訪問介護は利用者宅から利用者宅への移動等があり、それは法律上も賃金を支払うべき労働時間です。けれども、無給か低額の手当のみでこの不払い労働時間のために実質的には最低賃金を下回ってしまっているのです。つまり、介護保険制度は、労働基準法も最低賃金も守れないような仕組みになっているのです。

効率性・生産性を求められ・・・

また、2012年、国の方針よって効率性・生産性を求められ、1回の訪問介護時間が20分、

30分というように細切れにされました。これでは食事やおむつ交換など十分な介護ができるわけがないのです。1件あたりのサービス時間を減らし、ヘルパーが1日に何件も回れるようにしたほうが経営効率がよいとでも・・・これでは、お年寄りの話を聞く時間などありません。人手不足のために「おしっこ12回分の尿漏れパット」が開発されたら、尿漏れセンサーを使ったりなど利用者への人権侵害も起きています。このような介護のやり方では人間の尊厳を守ることができません。介護ヘルパーとしても十分な介護はできず、精神的な苦痛を受けています。

また、それに伴い移動時間も大きな割合になっています。例えば、介護時間が20分、身体介護をするために利用者宅まで自転車で往復40分かかるといような仕事の仕方をさせられているのです。それでも都会ではまだましで、地方では利用者宅が離れている場合も珍しくなく車で長時間移動するということもあります。さらに待機時間の問題もあります。待機時間に介護記録の作成などにあてられる労働時間になっていますが賃金は不払いになっています。

人手不足は国の責任

効率性・生産性を求められることにより、離職者は増えています。訪問ヘルパーの有効求人倍率は2013年に29.3%でしたが、2020年には14.92%となっています。一審判決では、「労基法に違反しているのは事業所」とされましたが、事業所も今の制度の中で苦しい経営をしています。利用者、ケア労働者、事業所が一体となって国にものを言っていないかと、このままでは介護保険は崩壊してしまいます。この裁判を起こしたことで介護の実態がマスコミでも取り上げられ、介護保険の仕組みや利用者の扱われ方、介護ヘルパーの働き方が知られるようになったことはよかったです。一つではないでしょうか。

3月22日高裁での控訴審の第一回目が開かれました。心配をしていましたが、控訴審は1回で結審することなく継続することになりました。次回は5月31日15時から、これからも支援していきましょう。

報告 千野紀美子

3.8 国際女性デーかながわの集い

「なぜジェンダー平等が実現していないの？」

〜日本が世界に追いつくためには〜

講師 浅倉むつ子さん

日本の法制度を

ふりかえる

明治時代の近代法は、女性にとって全く平等ではありませんでした。1880年旧刑法の姦通罪規定。そして、1889年大日本帝国憲法に女性参政権、公民権、結社の権利の否定に見ることが出来ます。さらに1890年明治民法の妻の無能力規定、そして妻は婚姻によって夫の家に入るという「家制度」です。また男でなければ弁護士になれず、女性が法律家になれなかった時代です。立法も司法も女性を排除していたのが、当時の法制度でした。それが戦後大きく変わりました。重要な3つの制度として、日本国憲法（1946年11月3日公布）、女性差別撤廃条約批准（1985年）、男女共同参画社会基本法（1999年）が挙げられます。2001年にDV防止法が制定され、家族が必ずしも安住の場ではないこと、女性への暴力問題によりやく関心が向けられました。ところが2000年代になって、ジェンダーや性教育を攻撃するバックラッシュが盛り上がり、ジェンダー平等を進めるといって水を差すような動きが出てきたのです。

今なお大きい

ジェンダー・ギャップ

これまで日本の最高裁で敗訴している性差別事件としては「中国電力事件」「東和工業事件」（共に男女賃金差別）「メトロコマース事件」（非正規賃金差別）があり、夫婦別姓訴訟も最高裁で違憲ではないとされました。また、女性差別撤廃条約には言及されませんでした。日本の裁判所は女性差別撤廃条約の法的効力を否定しており、条約に基づいて判決を出しません。「選択議定書」を批准していないので、権利侵害されたとしても最高裁までいってそれを否定されれば、それまでなのです。

選択議定書の

「個人通報制度」

日本は女性差別撤廃条約を1985年に批准していますが、女性差別撤廃条約の実効性を強化するためのまた個人を救済するための「選択議定書」を批准していません。「選択議定書」

を批准したら、個人通報が可能になります。「個人通報制度」とは、女性差別撤廃条約によって認められた権利が侵害された場合、個人または集団は女性差別撤廃委員会に通報して、委員会の審議後に出される見解を通じて、権利救済を図られるしくみです。

個人通報ができる

ようになってきた

日本で個人通報が可能になったら、大きな変化が起こるだろうと思っています。それにより、国内の判決は変わるようになるはずですが、なぜなら最高裁判決もまた女性差別撤廃委員会の審査を受ける可能性が生まれるからです。裁判官も、国際条約レベルを十分に考慮した判決を下すことになるはずですが、しかし、私たちは今、そのルートを使うことができません。

そこで、2019年に選択議定書の批准を求める共同行動として「女性差別撤廃条約実現アクション」をスタートさせました。毎年

の通常国会に選択議定書批准を求める国会請願署名を提出しています。署名数、請願紹介議員は増えていますが「審査未了」が続いています。さらに地方議会へ「国会に対して「選択議定書」の早期批准を求める意見書」の採択を働きかける運動を行っています。

2023年1月現在、189の地方議会が意見書を採択しています。自分たちが住んでいる市町村の議員へ「選択議定書」の批准について直接訴えるという動きが、全国に広がっているところです。

浅倉さんが話したように、私たちは「選択議定書」の早期批准を求めています。神奈川県で意見書を挙げた自治体は、中井町と座間市の二つしかありません。さらに広げようとりくんでいきましよう。

（報告 飯島典子）

思うこと

大切なこと 人と人とのふれあい

渋谷 正子

新型コロナウイルス禍に加え、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻以来、戦争が身近な問題として私たちの生活にも暗い影を落とし始めている。

このことを契機に改憲派は勢いづき、一気に憲法9条の改憲と核共有が必要と主張し、速やかに軍事予算は23年度前年度当初予算比^{26.4}%の約6兆7880億円で成立した。⁴

新たな戦前を思わせる政治状況に気持ちは滅入るばかりである。今、やらなければならぬ事は、統一自治体選挙で、一人でも多くの平和憲法を守り抜く議員の当選を願って、自分出来ることをやるだけと思っている。

こんなにも心休まることの少ない時でも、私たちは日々の暮らしの中で、心おだやかなひとときを求めて前へ進みたいと願う。

私が昨年出会った人とのふれあいのひとこまを記してみたいと思う。

その1
猛暑続きの7月30日午後、私は久しぶりに被爆者救援カンパと核兵器廃絶を訴える活動に参加した。

「原水禁の署名にご協力ください」と、私なりに勇気を出して駅頭で人々に声をかけていた。しばらくすると後ろから声をかけられ、振り向くと20代くらいの若い女性だった。

「暑いのがんばっていらっしやいますね。ご苦労様です。声をかけたくなりました。」

そこには涼やかなツーピース姿の素敵な女性の笑顔があった。

「ありがとうございます。この運動に関心をお持ちですか。」

「よくわかりませんが関心は持っています。大事なことだと思っ

「若い方に関心を持っていただけるとは、とても嬉しいです。私も孫たちに折にふれ、平和について話しています。」

彼女は、駅から20分くらいのこと

ろに住んでいること、お話することが出来てよかったです。どうぞお体に気を付けて頑張ってくださいとやさしい言葉を残して去っていった。

私は嬉しい気持ちがいっぱいに広がり何とも言えないさわやかさを覚えた。

こうした活動をしていて、中高年の方に励ましの声をかけられることはあるが、今日のように若い女性から声をかけられたのは初めてだった。

政治や平和問題に関心を持って活動する人がまだ少数であることで、私自身むなし気持ちになることは多々ある。それでもほんの一時でも人と人のふれあいができたときには、希望の光が見えて私の心は元気になってくることを実感する。

その2
30代の頃から隣同士に住んでいて一緒に子育てをしてきた友人Mさんが2年ほど前から体調を崩し、今は老人ホームに入所している。お見舞いに行きたいと思っても、コロナ禍の中ではそれはかなえられなかった。

7月11日、お連れ合いと連絡がとれてやっと面会できることになった。病状に変化があるとの話も聞いていたが、面会室で車椅子に乗って待っていた彼女は、笑顔いっぱい迎えてくれた。

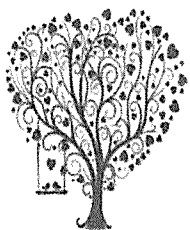
「しばらくね。よくきてくれたわね。うれしい。」

思ったよりずっと元気なMさんとの再会に私も胸がいっぱいになった。

今は同じ市内の別の所に住んでいるが50年以上の付き合いになる。

女性会議のメンバーとして、長野や沖縄などへの旅行も一緒に行き、多くの行動を共にしてきた。昔の思い出が次々とよみがえり、楽しい時間はあつという間に過ぎた。その日の夜、お連れ合いから電話があり「妻が、とても嬉しかった。ありがとう」と伝えてほしい」とのことづけをもたらした。人間は一人では生きられない。人と人のふれあいこそが生きる勇気を与えることを実感した彼女との再会だった。

平和な生活の中でこそ、人と人のふれあいは一層の輝きを持ち続けられる。



第30回 とつておきのステージ

想いの届く日々に寄せて

吉田知明

とつておきのステージに出演する吉田知明さんから「想いの届く日」へのメッセージをいただきました。

7月7日に降る雨のことを催涙雨といいます。一年に一度、七夕の日にしか会うことの出来ない織姫と彦星が、雨のせいで天の川を渡れなくなり、悲しみに流す涙になぞらえているとされています。ここ数年、関東地方では雨が降っていないことが多いと感じていたので、気になって調べてみたところ、ここ30年で7月7日に雨が降る確率43%でした。一年にたった一度しか会えないのに、この確率はなかなか低いですね。さて今年の七夕はどうでしょうか。

7月といえば、私には忘れられない出来事があります。2010年7月のある日、翌年の春に結婚

が決まっている妹から電話がかかってきました。聴いていたラジオから流れた曲が気に入ったので、披露宴でどうしても歌って欲しい、という内容でした。その曲はアルゼンチンのタンゴ歌手、カルロス・

ガルデルが歌う『想いの届く日』。私も大好きな一曲で、やはり兄妹は音楽の好みも似ているな、と思つたのを昨日のことのように覚えています。

想いの届く日

それはあなたがわたしを愛する日飾られるバラは美しい色でわたしたちはお祝いの衣装をまとうのですそして風の中で鳴る幾つもの鐘があなたはわたしのものだ

告げるでしょう

狂おしいほどの沢山の思いがあなたの愛を語るのです

(ガルデル／「想いの届く日」より和訳抜粋)

とてもロマンティックな楽曲です。今回のコンサートは七夕も近いので『想いの届く日』をテーマに、同じくTHE LEGENDのメンバーである志村くん、内田くん、そしていつも一緒に音楽を作ってくれているピアニストの西尾くんと共に、4人で様々な楽曲をお届けいたします。どうぞお楽しみに。

最後に： 私たち3人は、普段はTHE LEGEND (ザ・レジェンド)としてグループ活動をしており、今年にはコンサート活動を中心に、オリジナルオペラの舞台や、ディナーショー、などを日本全国で開催しています。今年は昨年を引き続き、幕末オペラ新選組外伝『歳三を愛した女』の再々演があります。関東地方は、9月26日埼玉会館小ホールにて上演いたします。昨年の29回とつておきのコンサートに出演した吉武大地が土方歳三役、三木佑真が沖田総司役。今年の出演の志村糧一が近藤勇役、内田智一が桂小五郎役です。機会が

ありましたら、3人の歌声とはひと味違う、圧倒的な熱量でのパフォーマンスも、どうぞよろしくお願ひいたします。詳しくはTHE LEGENDの公式ホームページまで。

女のしんぶん

女性のための、女性の手による新聞！
購読しませんか

発行：月2回（10日・25日）

購読料：月330円（送料別126円）

申し込み先：女性会議神奈川県本部

TEL&FAX 045-662-8148

